

財団法人川崎新都心街づくり財団寄付行為

# 財団法人川崎新都心街づくり財団寄付行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人川崎新都心街づくり財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を川崎市麻生区万福寺1丁目1番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、新百合丘を中心とする川崎新都心地域・麻生区の街づくり活動を促進し、街なみ環境の向上と新しい文化の創造を図ることによって、21世紀にふさわしい魅力ある都市文化ゾーンの形成に寄与し、もって川崎市の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 街づくりに関する資料の収集と提供及び援助等
- (2) 街づくりに関する調査研究及び講演会等の開催
- (3) 街づくりに必要な環境整備
- (4) 街づくりに関する文化活動の推進
- (5) その他目的達成に必要な事業

## 第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立の際基本財産として指定された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の日の7日前までに理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算書類)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
  - (2) 副理事長 2人
  - (3) 専務理事 1人
  - (4) 理事 (理事長、副理事長、専務理事を含む) 10人以上14人以内
  - (5) 監事 3人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
  - 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
  - 4 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長がかけたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1人その他の職員4人以内を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第4章 理事会

(構成)

第18条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第19条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(開催)

第20条 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 理事会は、理事の3分の2以上出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 理事会の理事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 出席理事の氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第27条 この法人に、評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、その数は12人以上18人以内とする。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第15条及び第16条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、第15条及び第16条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第28条 評議員は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄付行為に別に定めるものの他、会務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

第29条 評議員会は、理事長が必要と認めたとき又は評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(評議員会の招集)

第30条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第31条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第32条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第33条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第34条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

第35条 第26条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## 第7章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第36条 この寄付行為は、理事会において理事の4分3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第37条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときは解散する。
- 2 解散の時に存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、この法人と類似の目的をもつ法人に寄付する。

## 第8章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

- 第38条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 第9章 雑則

(委任)

- 第39条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

付 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあったときから昭和61年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第13条第2項及び第3項又は第27条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項又は第27条第4項の規定により準用する。第15条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日（評議員にあっては、昭和62年3月31日）までとする。



- 4 この法人における事務所の位置の変更は、平成2年12月6日開催の理事会において、同年12月12日に麻生区万福寺1丁目8番1号とすることが可決された。
- 5 この法人における事務所の位置の変更は、平成7年5月25日開催の理事会において、同年5月29日に麻生区万福寺1丁目12番9号とすることが可決された。
- 6 この法人における事務所の位置の変更は、平成12年5月24日開催の理事会において、同年10月1日に麻生区万福寺1丁目2番3号とすることが可決された。
- 7 この法人における事務所の位置の変更は、平成16年3月16日開催の理事会において、同年3月16日に麻生区万福寺1丁目1番1号とすることが可決された。
- 8 この法人の理事会における書面表決等を第25条に付加し、従来の第25条から第38条までを1条ずつ繰り下げることを、それに伴い第26条(3)に「(書面表決者の場合にあっては、その旨付記すること)」を付加、及び(議事録)第35条(旧第34条)の「第25条」を「第26条」に変更することを平成16年3月16日開催の理事会において可決された。

川崎市麻生区万福寺1丁目1番1号

財団法人 川崎新都心街づくり財団